

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月24日
【会社名】	テンプホールディングス株式会社
【英訳名】	Temp Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水田 正道
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
【電話番号】	03(3375)2220(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役グループ経営企画本部長 佐分 紀夫
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
【電話番号】	03(3375)2220(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役グループ経営企画本部長 佐分 紀夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 133,989,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年6月24日に有価証券報告書及び臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、平成25年6月11日に関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載内容（添付書類を含む。）について、当該有価証券報告書及び当該臨時報告書を有価証券届出書の参照書類に追加するため、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の差替え）

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、平成25年6月11日に提出した有価証券届出書に添付していた「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えます。

（添付書類の削除）

第5期連結会計年度の業績の概要

第5期事業年度の業績の概要

自己株式の取得等の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

<訂正前>

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第4期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）平成24年6月25日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第5期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）平成24年8月10日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第5期第2四半期（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）平成24年11月14日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第5期第3四半期（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）平成25年2月14日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月25日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成24年8月16日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成24年11月1日に関東財務局長に提出

8【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成24年11月2日に関東財務局長に提出

9【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成24年11月2日に関東財務局長に提出

1 0 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年3月26日に関東財務局長に提出

1 1 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成25年3月29日に関東財務局長に提出

1 2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成25年4月26日に関東財務局長に提出

1 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成25年5月24日に関東財務局長に提出

1 4 【訂正報告書】

訂正報告書（上記9 臨時報告書の訂正報告書）を平成25年2月4日に関東財務局長に提出

< 訂正後 >

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第5期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月24日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年6月24日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月24日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

<訂正前>

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「対処すべき課題」および「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月11日）までの間において生じた変更及び追加すべき事項を記載したものであります。なお、「対処すべき課題」および「事業等のリスク」について、以下の内容は一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については、 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は、以下に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もございません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

<対処すべき課題>

（省略）

<事業等のリスク>

（省略）

<訂正後>

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「対処すべき課題」および「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年6月24日）までの間において生じた変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もございません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

<対処すべき課題>の全文削除

<事業等のリスク>の全文削除